

○静岡県警察本部交通部交通機動隊の運営に関する訓令

(昭和 52 年 3 月 12 日静岡県警察本部訓令第 7 号)

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条―第 3 条の 2)
- 第 2 章 運用(第 4 条―第 6 条)
- 第 3 章 勤務(第 7 条―第 9 条)
- 第 4 章 事件等の取扱い(第 10 条―第 12 条)
- 第 5 章 雑則(第 13 条―第 15 条)
- 附則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この訓令は、静岡県警察本部交通部交通機動隊（以下「交機隊」という。）の運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(準拠)

第 2 条 交機隊の運営については、別に定めのあるもののほか、この訓令の定めるところによる。

(任務)

第 3 条 交機隊の任務は、次のとおりとする。

- (1) 活動区域内における遊動による交通指導取締り及び交通検問
- (2) 交通事故多発区域における集中指導取締り
- (3) 暴走族の取締り
- (4) 交通要点等における交通監視
- (5) 所属長の要請に基づく、交通指導取締り及び交通事故事件捜査の応援
- (6) その他交通部長の命ずる事項

(隊本部)

第 3 条の 2 交機隊の本部として、交通機動隊本部（以下「隊本部」という。）を置く。

2 隊本部は、交機隊の職員のうち、支隊員以外のものをもって組織する。

第 2 章 運用

(相互協力)

第 4 条 交通機動隊長（以下「隊長」という。）は、交機隊の効果的な運用を図るため、関係所属長と常に緊密な連絡を図らなければならない。

2 所属長は、交機隊の交通指導取締りに必要な事故発生実態その他の資料の提供、情報の交換等について、積極的に協力しなければならない。

- 3 交通機動隊員（以下「隊員」という。）は、関係所属職員と緊密な連携を保持し、相互に協力しなければならない。

（幹部会議）

- 第5条 隊長は、隊務の執行を適正かつ能率的に行い、隊内の連絡調整を図るため、毎月1回以上幹部会議を開かなければならない。

（応援派遣）

- 第6条 所属長は、交通事故が多発し、若しくは多発のおそれがあるとき、又は暴走族のい集情報等があつて交通の指導取締りを強化する必要があるときその他交機隊の応援を必要と認めたときは、事案を主管する課の課長（以下「主管課長」という。）を経て交通部長にその旨応援要請をするものとする。ただし、急を要し、その手続を経るいとまがないときは、直接隊長に応援を要請することができる。

- 2 応援要請は、原則としてその2日前までに日時、人員、理由等を明らかにして書面又は電話をもって行うものとする。

- 3 隊長は、緊急の場合は、交通部長の命令を得ることなく隊員を派遣することができる。

- 4 隊長は、前項の規程により隊員を派遣した場合は、速やかに交通部長に報告し、その承認を受けるものとする。

第3章 勤務

（勤務制）

- 第7条 隊員の勤務時間及び勤務を要しない日の割振りは、静岡県警察職員の勤務時間、休日、休暇等の管理に関する訓令（平成7年県本部訓令第7号）に定めるところによるものとする。

（勤務計画）

- 第8条 隊長は、隊の活動を効率的に行うため、次の事項を内容とする月間勤務計画を策定するものとする。

- (1) 活動の重点
- (2) 隊員の勤務指定
- (3) その他活動に必要な事項

- 2 隊長は、第3条に規定する任務を遂行するに当たり特に必要があると認めるときは、勤務計画を変更することができる。

- 3 隊員は、勤務計画を変更する必要があるときは、速やかに隊長に報告して承認を受けなければならない。ただし、急を要するときは事後速やかに報告するものとする。

（緊急配備発令時の措置）

第9条 隊員は、緊急配備の発令を傍受したときは、最寄りの配備箇所の急行し、所轄署員の到着を待って引き継ぐものとし、以後事案の状況により遊動検索等に当たるものとする。

第4章 事件等の取扱い

(交通法令違反事件)

第10条 省略

(交通事故事件)

第11条 省略

(刑事事件等の引継)

第12条 省略

第5章 雑則

(教養訓練及び点検)

第13条 隊長は、毎月1回以上隊員に対する通常点検、車両点検、装備資器材の点検及び必要な教養訓練を行うものとする。

(細則の制定)

第14条 隊長は、この訓令の施行に必要な細則を定め、本部長の承認を受けなければならない。

附 則

この訓令は、昭和52年3月22日から施行する。

附 則(昭和53年3月22日県本部訓令第6号)

この訓令は、昭和53年3月29日から施行する。

附 則(昭和55年3月5日県本部訓令第5号)

この訓令は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則(昭和56年7月1日県本部訓令第13号)

この訓令〔中略〕第4条の改正規定は、4週5休制の試行又は実施の日から施行する。

附 則(昭和56年10月31日県本部訓令第20号)抄

1 この訓令は、昭和56年11月1日から施行する。〔以下略〕

附 則(平成元年5月2日県本部訓令第22号)

この訓令は、平成元年5月7日から施行する。

附 則(平成5年7月6日県本部訓令第21号)
この訓令は、交付の日から施行する。

附 則(令和2年3月24日県本部訓令第8号)
この訓令は、令和2年3月27日から施行する。

附 則(令和2年6月26日県本部訓令第18号)
この訓令は、令和2年6月26日から施行する。

附 則(令和6年3月26日県本部訓令第8号)
この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

附 則(令和6年12月26日県本部訓令第34号)
この訓令は、令和7年1月1日から施行する。

附 則(令和7年3月25日県本部訓令第9号)
この訓令は、令和7年3月28日から施行する。